

証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて226機関（2020年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2019年5月にシドニー（オーストラリア）で開催され、今回は、2020年11月にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催される予定であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面で開催されるかは未定。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMoU」という）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）する

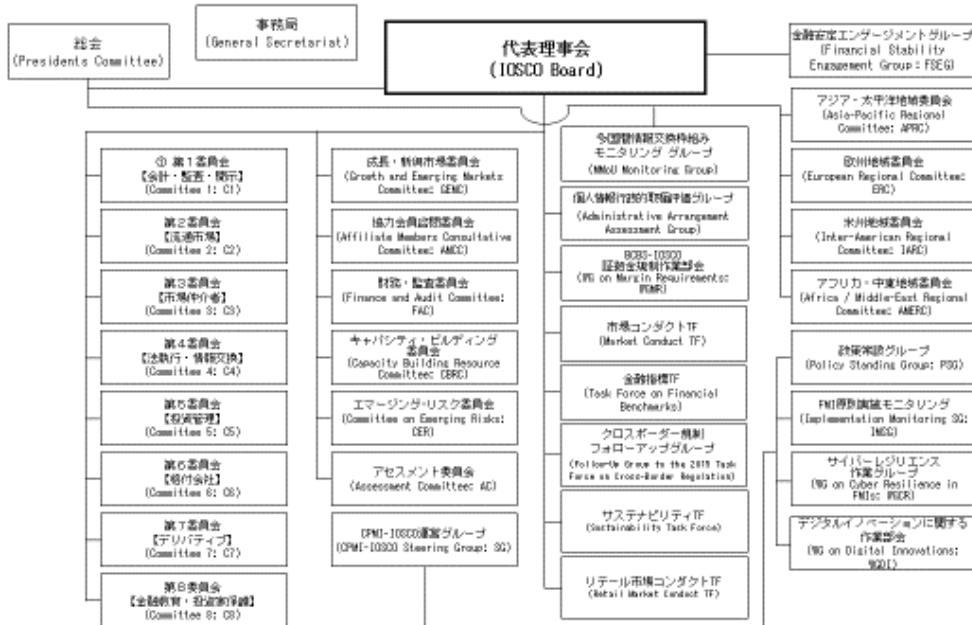
ことが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに署名）。

II 組織

証券監督者国際機構（IOSCO）の組織

証券監督者国際機構（IOSCO）組織図

（2020年6月時点）



1. 総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会（IOSCO Board）

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。2020年6月に代表理事会議長・副議長の改選が行われたが、この際、FSBとの連携作業等に対応するため副議長を1名増員し議長・副議長3名の体制となった。議長は、香港証券先物委員会（SFC）のオルダーCEOが再任（3期目）。

副議長は、アメリカ商品先物取引委員会（CFTC）のターバート委員長が新任。ベルギー金融サービス市場局（FSMA）のセルベ委員長と、アラブ首長国連邦証券・金融商品機構（SCA）のザビCEOの2名は再任された。いずれの任期も、2022年の総会までとされている。

3. 地域委員会（Regional Committee）

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会の対面会合は、原則年2回開催されている。APRCは32当局から構成されており、2018年5月より、当庁の水口審議官（当時）が議長に就任し（任期2年）、2020年3月の議長選において、2020年6月から2年間の任期で議長に再任した。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。現在、地域内監督協力の強化、サステナブル・ファイナンス及びコンダクトリスク（有害だが合法的な行為など）の問題などについて議論を行っている。2019年10月には当庁においてAPRC会合を開催した。2020年の新型コロナウイルス感染症の影響を議論するため、2020年3月以降は、月に1回程度電話会合を開催している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（IOSCO・MMoUの推進）に取り組んでいる。近年は、G20サミットのマンデートを受け、暗号資産の取引プラットフォーム、市場の分断など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、グローバル・ステーブルコインやサステナブル・ファイナンスといった新たな課題における証券分野上の問題点を検討する作業、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。また、2020年3月、代表理事会直下に「金融安定エンゲージメントグループ」を設置し、FSBと連携しながら、資本市場における金融安定リスクについて議論している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会（Committee 1）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（IFRS）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準（ISA）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee 1の議長を務めている。

3. 流通市場に関する委員会（Committee 2）

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2020年1月には協定世界時（UTC）への同期に関する提言、2020年2月には「暗号資産交換業者に関する論点、リスク、及び規制に係る考慮事項」と題する最終報告書、2020年5月には金融市場におけるアウトソーシングに関連する原則の修正に係る市中協議文書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会（Committee 3）

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2019年12月には「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。2020年6月には「市場仲介者と資産運用業者における人工知能（AI）と機械学習（ML）の利用に係るガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会（Committee 4）

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券の不正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、ITの発展等を踏まえた法執行面での課題や、効果的な不正取引の抑止の手段、一般投資家向けオンライン勧誘・販売に係る各種リスクへの対応、海外在住者に対する金銭処分の執行に係る課題、新型コロナウイルス感染症関連の不正や調査方法などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMoU及び強化

されたMMoU（Enhanced MMoU：EMMoU）の審査グループ（SG）会合において、IOSCO・MMoU及び強化されたEMMoU（Enhanced MMoU：EMMoU）への署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会（Committee 5）

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2019年12月には、「投資ファンドのレバレッジ評価枠組みに関する提言」と題する最終報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会（Committee 6）

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

8. デリバティブ市場に関する委員会（Committee 7）

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たにデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは当庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会（Committee 8）

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催されており、2019年10月、そのオープニングセレモニーが3年連続で東京で開催され、金融庁長官が開会挨拶を行った。また、2019年9月には「金融のリテラシーに関するコアコンピテンシーのフレームワーク」と題する報告書を公表した。

10. エマージング・リスク委員会（CER）

エマージング・リスク委員会（CER）は、新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。

毎年、Risk Outlook という形で I O S C O 内の各政策委員会及び地域委員会等において今後検討に値すると考える問題点を取り上げつつ、I O S C O 全体として優先的に取り組むべきリスクの特定作業を行っている。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会は I O S C O において策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。同委員会は、2019 年 9 月に、複雑な金融商品の販売に関する適合性要件に関するテーマ別レビューの最終報告書を公表し、我が国は、全ての審査項目に関して完全に適合すると判定された。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会 (C S R C) (1997 年)、シンガポール通貨監督庁 (M A S) (2001 年)、米国証券取引委員会 (S E C) 及び米国商品先物取引委員会 (C F T C) (2002 年)、オーストラリア証券投資委員会 (A S I C) (2004 年)、香港証券先物委員会 (S F C) (2005 年) 並びにニュージーランド証券委員会 (2006 年) との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006 年 1 月には米国証券取引委員会 (S E C) 及び米国商品先物取引委員会 (C F T C) との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局 (E S M A) とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換 (2011 年) 及び清算機関に関する覚書への署名 (2015 年)、欧州の証券監督当局 30 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2013 年、2020 年)、米国商品先物取引委員会 (C F T C) とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2014 年) をそれぞれ行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年 5 月、I O S C O ・ M M ○ U に署名するための申請を行い、I O S C O による審査を経て、2008 年 2 月に署名当局となった。2020 年 6 月末現在、124 の証券当局が I O S C O ・ M M ○ U に署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、I O S C O ・ M M ○ U を強化するための改訂が議論され、2017 年 3 月

にEMM○Uが策定された。2020年6月末現在、14の証券当局がEMM○Uに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則。以下「GDPR」）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（当庁も起草チームに参加）。当庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MM○Uに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での各課題・懸念等について定期的な協議を行うMM○Uモニタリング・グループの議長を、2018年5月から当庁の水口審議官（当時）が務めた（任期は2020年秋に予定されているIOSCO年次総会までの約2年）。

（注）水口MM○Uモニタリング・グループ議長は、上記の個人情報保護に係る行政的取極の評価グループの議長も兼任した。

14. ICOに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年1月に「IOSCO代表理事会表明：ICOs（Initial Coin Offerings）に関する懸念」を公表し、注意喚起等を行った。加えて、IOSCOは「ICO協議ネットワーク」を設立して、各IOSCO加盟当局が各国・地域の取組みや対応を議論し、クロスボーダー事例を含む懸念事案についての情報共有を行っている。

15. ステーブルコインに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、フィンテックに関するIOSCOメンバー間の情報交換を目的としたフィンテック・ネットワークを設置しているが、ステーブルコインについての国際的な議論の高まりを受けて、2019年7月、フィンテック・ネットワーク下にステーブルコインについての作業部会を設置。グローバル・ステーブルコインに関する国際的取組みを支持するステートメント（2019年11月）及び適用されうるIOSCO原則に関する報告書（2020年3月）を公表した。

16. サステナブル・ファイナンスに関するタスクフォースの設立

I O S C Oは、2018年5月の代表理事会において、サステナブル・ファイナンスに関する取組みについてI O S C Oメンバー間で情報共有・意見交換するための枠組みの設置を決定。各国の取組み状況に関する情報収集や関係者との意見交換を実施し、サステナブル・ファイナンスに関する市場関係者及び各国当局の取組みについてまとめた報告書を作成（2020年4月14日公表）。

同報告書では、今後I O S C Oとしての取組みを強化すべくタスクフォースの設置が提案され、同タスクフォースは2020年6月に設置された。当庁の池田C S F Oがタスクフォースの中のE S G格付部会の共同議長を務めている。

17. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

I O S C Oは、2020年6月、リテール市場におけるコンダクト問題に関する情報共有及び規制ツール等の検討のため、タスクフォースを設置。リテール市場の投資家に対するコンダクト問題・事例とそれへの対処について検討している。

18. 市場の分断に関する取組み

日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つである「市場分断の回避」についての作業を担うため、I O S C Oは、2019年1月、市場分断フォローアップグループを設置。設置当初より、水口審議官（当時）が共同議長を務めた。2019年秋以降、国境を越えてサービスを提供する業者の規制監督に際し、当該業者の母国規制を信頼して「依拠」する仕組みに関する各国の好事例を特定する作業等を行い、2020年6月に報告書を公表した。